

# 子会社等の情報及び連結の業績

## 直近の中間事業年度における事業の概況(平成19年度中間期)

当中間連結会計期間における事業の種類別セグメントの業績は、銀行業務では、経常収益は前中間期比8億24百万円増加し80億22百万円、経常利益は前中間期比3億97百万円増加し11億46百万円となりました。リース業務では、経常収益は前中間期比91百万円減少し9億68百万円、経常利益は前中間期比27百万円減少し16百万円となりました。クレジットカード業務などその他金融関連業務では、経常収益は前中間期比9百万円増加し5億80百万円、経常利益は前中間期比64百万円減少し8百万円の経常損失となりました。

連結自己資本比率は、国内基準を採用しており前中間連結会計期間末比0.14ポイント上昇し当中間連結会計期間末は9.56%となりました。なお、連結自己資本比率は、平成19年3月末から「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」(パーゼルII基準)に基づき算出しております。

### 子会社等の情報

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金
東北ビジネスサービス株式会社	盛岡市津志田町一丁目5番55号	当行の委託による事務処理及び現金整理等	昭和57年1月29日	33百万円
株式会社東北ジェシーピーカード	盛岡市菜園一丁目3番6号	クレジットカード業務	昭和58年5月17日	20百万円
東北保証サービス株式会社	盛岡市茶畑二丁目25番46号	住宅および消費者金融に係る信用保証業務等	昭和59年10月25日	30百万円
とうぎん総合リース株式会社	盛岡市中ノ橋通一丁目4番22号	各種機械器具の賃貸業	昭和61年10月22日	20百万円
東北銀ソフトウェアサービス株式会社	盛岡市茶畑二丁目25番46号	コンピュータソフトウェアの開発ならびに販売	昭和62年8月20日	30百万円

(注) 上記5社はすべて連結対象としております。

### 最近3中間連結会計期間及び2連結会計年度の主要な経営指標等の推移

	平成17年度 中間連結会計期間	平成18年度 中間連結会計期間	平成19年度 中間連結会計期間	平成17年度	平成18年度
	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
連結経常収益	8,694百万円	8,493	9,246	17,664	18,174
連結経常利益	1,091百万円	846	1,153	2,112	1,719
連結中間純利益	481百万円	456	642	—	—
連結当期純利益	—百万円	—	—	936	834
連結純資産額	21,447百万円	23,908	25,570	20,486	25,812
連結総資産額	626,341百万円	655,961	653,483	625,721	633,355
1株当たり純資産額	265.24円	257.32	247.13	251.34	249.57
1株当たり中間純利益	6.30円	5.52	6.77	—	—
1株当たり当期純利益	—円	—	—	11.92	9.76
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	—円	5.03	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	—円	—	—	11.90	—
連結自己資本比率 (国内基準)	9.00%	9.42	9.56	8.78	9.85

(注) 1. 「連結総資産額」は、平成18年度から有価証券の私算による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返について相殺しております。  
 2. 平成17年度中間連結会計期間、平成19年度中間連結会計期間及び平成18年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。  
 3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。  
 4. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。  
 5. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。